

## 複数人訪問費用補助事業補助金（公的医療保険を利用する訪問看護）事前協議実施要領

### 1 目的

本要領は、複数人訪問費用補助事業補助金（公的医療保険を利用する訪問看護）（以下、「本補助金」という。）の交付を希望する補助対象者（「交付希望者」という。）が補助要件を満たしているかを事前協議により審査するために必要な手順を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において使用する用語は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、複数人訪問費用補助事業補助金交付要綱（公的医療保険を利用する訪問看護。以下「補助金交付要綱」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「暴力行為等」とは、迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等をいう。
- (2) 「おそれがある」とは、暴力行為等（迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等）、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることと認められることをいう。

### 3 補助要件

補助要件は、次の（1）～（4）の全てを満たす場合とする。

- (1) 埼玉県内に事業所が所在し、利用者に訪問看護を提供する事業者であること。
- (2) 利用者等から訪問者が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。
- (3) 訪問看護記録や主治医の意見書など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (4) 事業者は、複数名訪問看護の利用者等への同意の依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取組や被害の軽減を図るための対応を行っていること。

### 4 事前協議における審査手順

知事は、交付希望者から次の（1）～（3）の提出を受け、補助要件を満たしているかを審査し、その結果を回答する。

- (1) 複数人訪問費用補助事業補助金（公的医療保険を利用する訪問看護）事前協議書（様式1）
- (2) 利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録  
暴力行為等の内容が確認できる訪問看護記録など。
- (3) その他知事が必要と認める書類

### 5 現況報告書の提出

交付希望者は、補助の継続を希望する場合は、知事に定期的に利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出するものとする。

知事は、提出された現況報告書に基づいて、補助の継続等について確認を行う。

## (1) 提出時期

補助対象期間が3か月を超える場合は（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月の翌月を1か月目と数えるものとする）、4か月目に当たる月に提出するものとする。

## (2) 提出書類

ア 複数人訪問費用補助事業補助金（公的医療保険を利用する訪問看護）現況報告書（様式4）

イ 利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録

ウ 主治医やケアマネージャー等が作成した意見書等

主治医やケアマネージャー等により作成された、暴力行為等の理由により複数名での訪問看護（本補助金の対象としている場合に限る）が必要なことの分かる書類。（主治医の意見書（様式2）により作成すること）

主治医以外の場合は様式2を参考に任意様式により作成すること。

なお、サービス担当者会議で複数人訪問の必要性（暴力行為等が原因のものに限る）があり、かつ診療報酬の加算が困難であることを協議した会議録等の写しがあれば、(2)ウ及びエの書類に代えることができる。

エ 複数名訪問看護の同意の有無の記録

複数名訪問看護の同意の有無等の報告書（様式3）、及び訪問看護療養費に係る利用者等に複数名訪問看護の同意の依頼を行った結果や、利用者等への暴力行為等の抑止の働きかけの依頼記録、担当者の交代等の取組を具体的に記録した書類（以下、「同意記録」という。）。

なお、訪問看護記録に記載があれば、これに代わるものとして取り扱うことができるので、その場合は写しを添付すること。

また、複数人訪問の同意の依頼を行うことが困難な場合は「ウ 主治医やケアマネージャー等が作成した意見書等」で「依頼を行うことが困難であるが、複数名訪問を行う必要性がある」等の記載をすることで、上記で示した様式3及び同意記録を省略することができる。

## 6 事前着手承認

知事は事業者に対し、補助金交付要綱第8条の規定に基づいて補助金の交付対象であると回答した場合、事前着手承認したものとみなすものとする。

## 7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年11月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和5年11月29日から施行し、施行日以降に開始した事前協議から適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行し、施行日以降に開始した事前協議から適用する。